

第1章 公共施設マネジメント基本方針策定の目的

1.1. 目的

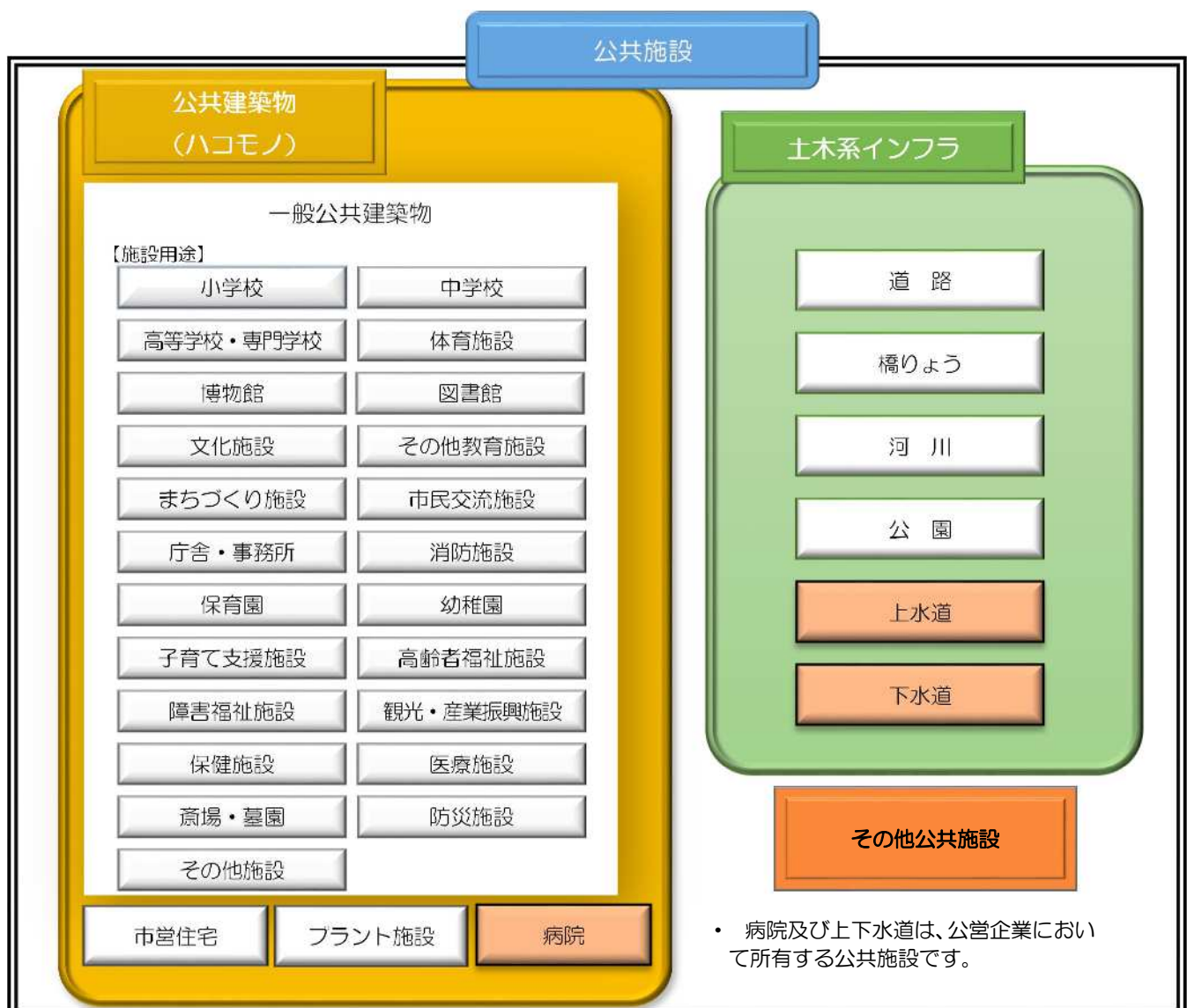
本基本方針は、中長期的な視点で効果的かつ効率的に公共施設の整備、管理運営を行っていくための基本的な考え方を示すものとして策定します。

1.2. 対象範囲

本基本方針の対象とする公共施設は、「公共建築物（ハコモノ）」と「土木系インフラ」、「その他公共施設」の3つに区分するものとします。

「公共建築物（ハコモノ）」については、別途計画を有する市営住宅、プラント施設及び公営企業である病院（以下「市営住宅等」という。）とそれ以外の建築物を区別して検討を行うこととし、市営住宅等以外の建築物を本基本方針では「一般公共建築物」と呼称します。

また、土地は公共施設ではありませんが、資産として適切に管理を行うため、対象に加えるものとします。



1.3. 方針の位置付け

本市では、平成 22（2010）年 4 月に策定した「第 2 次富士市行政経営プラン」の中で、「将来世代に過度の負担を残さない財政運営の実現」を図るため、「公共施設マネジメントの推進」を打ち出し、平成 26（2014）年 3 月には、公共建築物の現状を把握する白書としての位置付けを持つ「富士市公共建築物保全計画」を策定するなど取組を進めてきました。

本基本方針は、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な指針として位置付けるとともに、地方における行動計画である「公共施設等総合管理計画」に相当するものとしても位置付けます。

また、公共施設マネジメントを推進していく上で実効性を確保していくことや、特に一般公共建築物については、分野を超えた取組が必要となり、横断的な調整を図っていくため、原則として、全ての施設用途ごとに「個別計画」を策定することとします。

《令和 8（2026）年 3 月改訂》

策定された「個別計画」の内容を尊重しつつ集約し、削減目標の検証や用途横断的な再編の実現可否を検討し、「マネジメント基本方針」と「公共施設再編計画」及び「用途ごとの個別計画」を統合した「（新）公共施設等総合管理計画」の策定に繋げていきます。

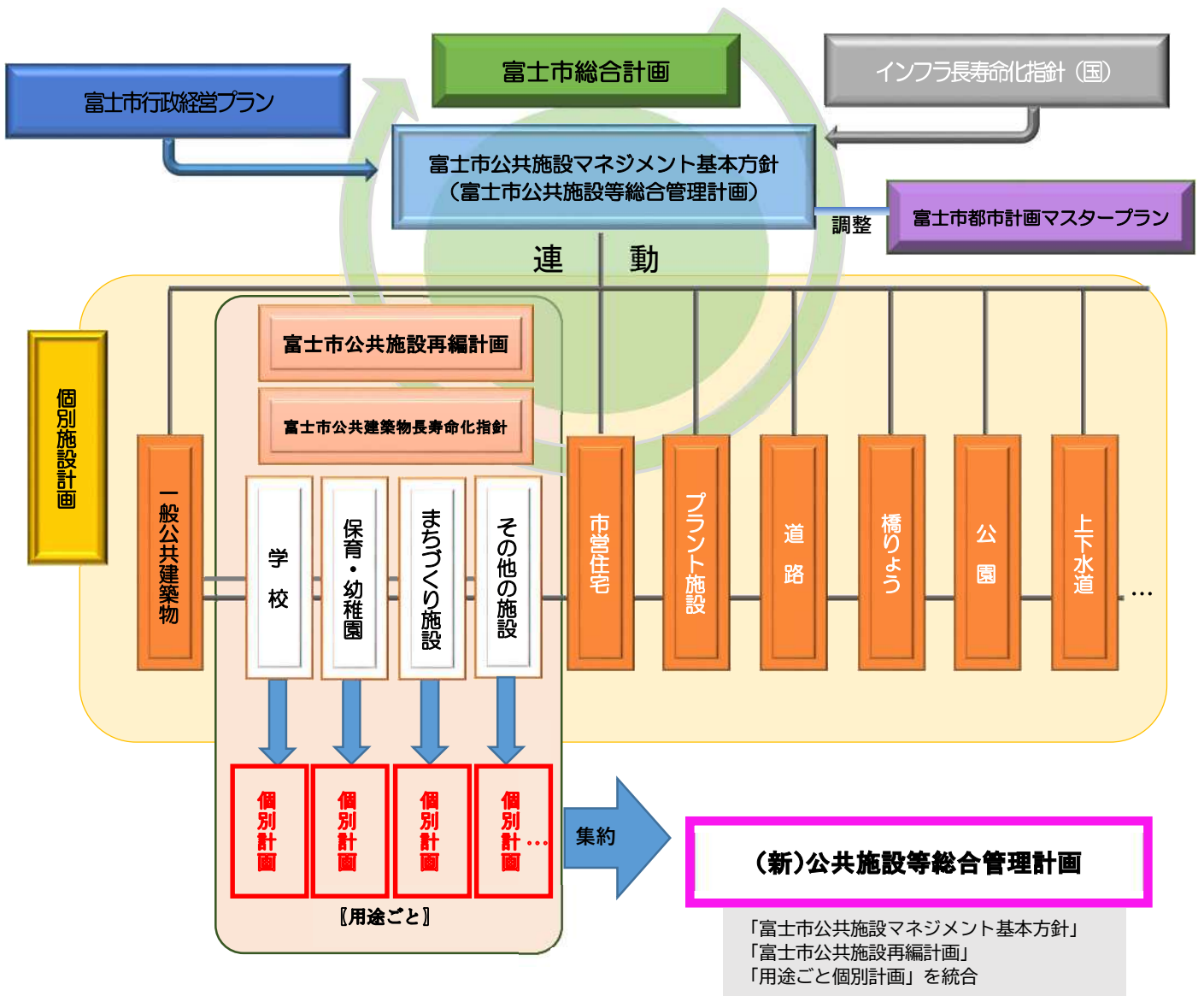
<富士市公共施設再編計画>（平成 28 年 9 月策定）

- 公共施設マネジメント基本方針に掲げる目標を具現化するため、公共施設の再編について検討を行い、施設用途別に再編手法や留意すべきポイント等を定め、各施設用途別に削減見込を示しています。
- 地方において、施設ごとに策定する「個別施設計画」に相当するものとして位置付けられています。
- 政策的な目的、効果をより明確化する必要があるものについては別途「個別計画」を策定するとし、施設の再編を伴う「小学校・中学校・消防施設・保育園・幼稚園」については必須としています。
- 再編の時期は、中長期的な視点から大規模改修や更新時期を捉えています。

<個別計画とは？>

- 現状、維持管理・更新等に係る対策、再編（廃止・統合）・長寿命化などの今後のあり方、課題と対応、実施時期、実施費用等を明記した計画です。
- 政策的な目的、効果をより明確化する必要があるものについて策定するとしていましたが、方針改訂（R8.4）により、「原則として、すべての施設用途ごとに策定」します。
- 公共施設は、サービスと、そのサービスを提供するための建物で構成されているため、サービス単位である「用途別」に策定しますが、対策は建物ごとに示していきます。
- 再編の考え方のある「個別計画」は「用途別再編計画」でもあることから、提供サービスの適正化の観点も含めて「課題と対応」について明記します。
- 進捗管理をしていくことで、着実な公共施設マネジメントに繋がります。

方針体系



- <富士市公共建築物長寿命化指針> (平成 29 年 3 月策定)
- 目標とする使用年数、維持すべき性能水準及び維持管理に係る技術的事項について、あるべき状態とその実現方法を長期的視点から明らかにし、公共建築物の長寿命化のための取組を推進することを目的としています。
 - 再編計画のうち、公共建築物有効活用（複合化等）に関する取組と、公共建築物の保全（長寿命化）に関する取組を互いに連動しながら推進していきます。
 - 既存の公共建築物の使用年数について 65 年（劣化状況などにより変動あり）を目標とし、築 30 年経過時には施設の必要性、構造安全性の面から建替えや廃止、大規模改修、リノベーションを判定することとしています。
- <富士市都市計画マスタープラン> (第 3 次：令和 6 年 3 月策定)
- 将来を見据えた都市づくりのプランであり、市民の日常生活や経済活動を支えるために、公共施設は適切な分布と供給が求められるため、調整していきます。

1.4. 方針期間

公共施設の寿命は数十年に及ぶことから、これらを計画的に管理していくためには、中長期的な視点が求められます。特に、一般公共建築物については大規模改修や施設の更新時期を捉えて、施設の再編等を検討する必要があることから、本基本方針の適用期間は、平成27(2015)年度から令和36(2054)年度までの40年間とします。

また、富士市総合計画と連動させ、当初の7年間（平成27年度から令和3年度）を第1期、施設の再編に取り組むと同時に、次期富士市総合計画の策定に合わせ更なる再編の準備を進める10年間（令和4年度から令和13年度）を第2期、その後の23年間（令和14年度から令和36年度）を第3期とします。

このうち、第1期及び第2期を公共施設等総合管理計画として位置付けます。

なお、本基本方針は、施設の再編等の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて、適時見直しを行っていきます。

<スケジュール>

